



郵政民営化委員会5月14日ヒアリング

始めに

在日米国商工会議所（以下ACCJ）民営化タスクフォースの委員長を務めておりますデビッド・フーバーと申します。本日このように郵便事業株式会社(以下郵便事業会社)と山九株式会社（以下山九）の共同出資会社計画に関して意見を述べる機会をいただきましたことに感謝の意を表します。本日ここで私がお伝えすることはACCJによって正式に承認されており、ACCJ会員の合意見解です。

問題点

今回申請された郵便事業会社の新規業務計画に関し、郵政民営化法で求められている民営化された各郵政事業会社と同種の業務を営む民間事業者との「対等な競争条件」が依然として確保されていない状況で、郵便事業会社と山九により既存の郵便事業のインフラを新たな競合事業を運営するために利用する意図が明示されていることに対し、ACCJは多大な懸念を抱いております。民営化後も郵便事業会社の競合サービスは競合する民間事業者には適用されない規制上、財務上の利点を享受し続けています。これは民営化委員会が業界から意見を求めた1年以上も前から指摘されていることであり、当時郵政公社が民間事業者と競合している状況の中、法律により郵政公社が合弁事業を設立することを認められるようになって以来この状態に変わりはありません。「対等な競争条件」が確保されていないにもかかわらず、郵便事業会社と山九による新たな共同出資会社は郵便事業の集配・輸送ネットワーク、営業力、IT（情報管理）システムを利用することになるのです。

2つ目の懸念は郵便事業会社が国際スピード郵便（EMS）は「ユニバーサルサービス」であるとの定義を維持したまま新共同出資会社の収益を「ユニバーサルサービス」に利用しようと計画している点です。郵便事業会社は山九との共同出資会社による収益がどの郵便業務を補助するかを明確にしていますが、ACCJはこの収益がEMSに流れることを懸念します。この新事業により対等な競争条件の確保が抑制されたり妨げられないことを確実にするため、郵便事業会社が下記の3点の措置を講じることを明確にするまで、郵政民営化委員会は申請を認めないようACCJは要請します。第1、共同出資会社からの利益で直接的・間接的にEMSのような競合サービスを補助しない。第2、郵便事業会社と共同出

資会社間の全ての取引は市場相場で行われる。第3、郵便事業会社は共同出資会社との全取引の透明性を確実にし、補助が行われてないか、また市場価格以下で資源が共同出資会社により利用されていないかを一般市民が確認できるようにする。

次に、なぜこのような措置が非常に重要かを説明します。

- **第1の措置 共同出資会社は競合サービスを相互補助することがあってはならない**

郵便事業会社はユニバーサルサービスの維持のためには共同出資会社が必要不可欠としています。また、共同出資会社を支援するため不公平な方法は取らないとしています。共同出資会社からユニバーサルサービスへ流れる資金がEMSをサポートするインフラや財務状況を同様に補助することになるという逆のリスクに関しては全くふれておりません。郵便事業会社は引き続きEMSはユニバーサルサービスに含まれると主張しているため、共同出資会社からユニバーサルサービス支援にまわされる資金により、EMSの運営経費を引き下げることもなります。以前、ACCJが郵政民営化委員会に対して主張しましたように、EMSは通常の郵便ではなく、重要な規制上の優遇を享受する一方で、民間のエクスプレス事業者と直接競合する付加価値サービスです。国内宅配便に関しこの点はすでに認識されており、2005年に民営化法が成立した際、日本郵政公社が提供していた国内郵便小包であるゆうパックは、同等の業務を営む民間事業者に対して適用されるものと異なる規制によって優遇されることのないよう、ユニバーサルサービスから除外されました。しかし、同種の国際サービスであるEMSは保護されているユニバーサルサービスとして依然として定義されたままであり、それによりこの新しい共同出資会社からさらなる補助を受けることがあってはならないのです。

- **第2の措置 共同出資会社の収益と財務状況は透明性が確保され公に報告されなければならない**

山九と共同出資会社を設立する計画では郵便事業会社が収支、サービス、オペレーションやその他に関して、EMSと同じマーケットセグメントを有する新たな業務とEMSをどのように区別し、分離するかが明確にされていません。共同出資会社の財務状況や会計報告は一般に公開されるべきであり、独立した機関によりこの新会社が郵便のインフラを共有しているかを検証したり、EMSに関わる資金の流れを確認したり、間接的・直接的相互補助がないことを確認できるよう透明性が十分確保されるべきです。

- 第3の措置 全ての市場参加者が市場相場で郵便事業のネットワークを利用できるべきである

郵便事業会社の説明資料によると共同出資会社では郵便事業のネットワークを利用して国内の集配・輸送が行われるとあります。郵便事業のネットワークは社会インフラであり、130年間かけ国と納税者によって作り上げられてきたものです。説明資料には新規業務が民間事業者と同じ条件で行われるとありますが、他の民間事業者は現在郵便事業のネットワークを利用することができておらず、よって、山九との共同出資会社がそのネットワークを利用できることは、国民の税金により郵便の独占領域を提供するために作り上げられたものを利用できることとなり、その新会社に対して範囲の経済が生じます。したがって、新共同出資会社と同等に集配・輸送サービスで競争できるよう、郵便事業会社が共同出資会社に提供する同条件で、民間事業者にも郵便事業のネットワークの利用を可能にするようACCJは要請します。また郵便事業会社と新会社間の取引はアームスレングスが保たれるべきです。もしこれが現実的に不可能な場合、新共同出資会社は現在も全ての市場参加者にも利用可能なゆうパックのサービスネットワークのみを利用可能とするべきです。さらに、この共同出資会社が郵便事業会社と業務の受委託を行う場合、これには郵便のITインフラや営業資源の利用も含みますが、市場の相場で行われ、そのようなサービスを提供するための郵政事業会社の実費がカバーされていることを独立した第三者機関により監視されるべきであります。

最後に

最後に、ACCJは一般に公開された限られた資料から、新共同出資会社は既存する郵便事業のインフラと資源に依存することとなるが、EMSのような競合サービスがその共同出資会社の収益によって補助されているか、また公的な性格の強い資源を市場価格以下あるいは民間事業者では利用できないような条件で共同出資会社が利用することを認められているかどうかを監視する手段がないと理解します。また、計画書には共同出資会社の払込資本金のような基本的情報さえも記載されていません。計画では漠然と「新規業務に関連する同業他社への配慮」についてふれてありますが、どのようにしてそれが実現されるのかについては全く記載されていません。郵便事業会社または郵政民営化委員会が今日この場で挙げた懸案事項について解決し、対応策を取るまで、また郵便事業会社がここで指摘した3点を遂行すると明確にするまで、ACCJは郵政民営化委員会各委員に対し、この事業計画書の承認を控えるよう要請します。

終わりにACCJとしてこのような意見を述べる機会をいただきましたことに再度感謝の意を表します。